

● 地域に根付いたケアファームを視察して

団員 白石 勇二

アムステルダム の 東南 東 約 6 5 km、バルネフェルドにあるケアファームの視察を行った。



(ケアファーム入口から)

ケアファームとは、介護と農場を合わせ持つ施設で、認知症、精神疾患、発達障がいの子どもたちなどのデイサービスを提供している農場のことである。日本でも障がい者の雇用拡大と農業の担い手不足解消のため農福連携の取り組みが進められているが、オランダでは農業と福祉に

関わる人を結び付け、農作業や動物とのふれあいを通して障がいのある方のリハビリやストレスケアを行う。また、農家は介護報酬の収入があり多角経営の一つとして介護事業を取り入れていることが日本と異なるように感じた。

オランダでは、以前は AWBZ（特殊ケア一般法）の中で介護における全ての事項が決められ、それに従って国からの補助金が受けられることになっていたが、2015年1月からは法改正がなされ、従来の AWBZ も残ってはいるものの、さらに細かく分けた以下の法律が制定、施行されたとのことである。

1. WLZ：継続ケア法・・・認知症あるいは長い期間治療を要する人のための法律
2. WMO：社会支援法・・・住宅支援金、病院（救急車利用、家事手伝い）等の社会支援に関する法律
3. ZVW：ケア保険（提供者）法・・・今までは国から出していた保険料も個人で支払いが必要となる法律
4. JEUGDWET：青少年法・・・成長過程で一人一人に合った支援を行う法律



(ケアファームのレクチャーの様子)

このうち、社会支援法によって、介護に関する権限が国から市町村に移譲され、介護事業がより身近なものとなったとのことであるが、自分がどの法律によりケアを受けられるかなど、介護現場では混乱もあったと聞く。また、今回視察したパラダイスファームは、継続ケア法を活かして介護に取り組んでおり、いろ

んなハンディキャップを持った利用者が通所、また土曜日には宿泊してケアする施設である。

施設を始めたきっかけは、農業に興味がありこの地域の景観づくりのアドバイスをしていたご主人と、長年教育に関わってきた奥さんの意向が一致し、前経営者が後継者に困っていたこともあり、その意志を引き継ぎケアファームの経営に乗り出したとのことである。ちなみに、農場の土地は所有する財団法人から35年契約で借りており、オランダが干拓事業により土地が広がっていったことからなのか、農業をする方のほとんどが借地とのことであった。

現在120名のケアの必要な方が通い、新規利用の問い合わせも多いとのこと、オランダでも介護ニーズが高まっているように感じた。また、2015年から市町村に権限が移ったこともあり、市町村との連携を密にサービスを提供しており、農業の専門家や介護の資格を持つスタッフ約20名と地域ボランティア約60名が従事するほか、研修生の受け入れも行っている。

当日は土曜日であり、ここで週末を過ごす子どもたちがファームへ来ていた。精神的に問題のある方、後になって障がいが出てきた方、社会に順応できない方たちで、動物の世話や庭の作業等を行いながら、社会の中でどういうふうに生活していくかを学んでいるという。強制的に作



(販売されている野菜等)

業をするのではなく、今日、何をするか、何ができるかを自分で考え、一日を過ごす。それに対し、介護や農業の専門家が指導している。できないことより、できることに注目し、ポジティブな視点で接することを大切にしているようであった。

今回、オランダのケアファームを視察して感じたことは、一人の企業家だけの努力や知恵だけでは事業は成り立たないこと、地域に根付いて地域の人に必要とされる取り組みをすることの重要性である。

また、先に述べた青少年法は、個々の成長過程に合わせ、一人一人に必要なお金を国が支援する法律であるが、財政的な支援のもと個々に応じたサービスを提供することにより、子どもたちに対するケアを行っている。

今後の松山市を背負って行く世代、すべての子どもたちの幸せと明るい未来のために、青少年育成にも重きをおき、一人一人が目標を持って自発的に行動できる環境づくりが必要と感じた視察であった。



(施設前にて集合写真)